

当財団が実施する 東京都介護支援専門員現任研修（専門研修Ⅰ）が 一般教育訓練講座の新規指定を受けました

一定の要件を満たす方が、該当する研修を修了した場合、
ご本人が支払った受講料の20%に相当する額がハローワーク
より支給されます。



※一般教育訓練給付制度とは…

一定の要件を満たす方が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練（一般教育訓練）を受講し修了した場合に、本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を公共職業安定所（ハローワーク）から支給する制度です。

【対象となる研修】

○講座名：東京都介護支援専門員現任研修（専門研修Ⅰ）

○指定番号：1321462-2110012-0

～一般教育訓練給付金の支給対象となる方～

支給対象となるのは、次の①または②のいずれかの要件を満たし、厚生労働大臣が指定する一般教育訓練講座を修了した方となります。

①雇用保険の被保険者（在職者）

一般教育訓練の受講開始日に雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は1年）以上ある方

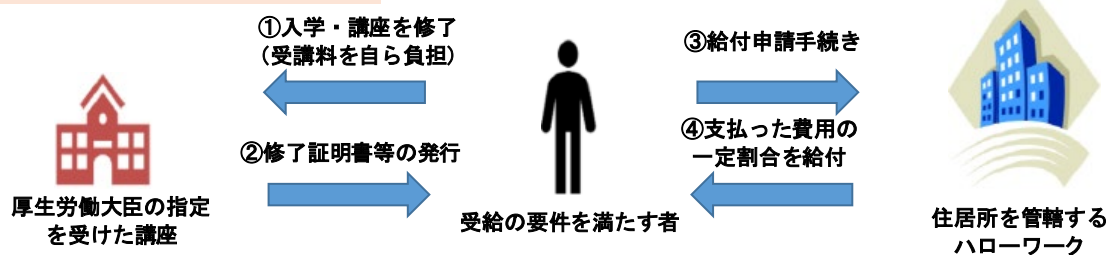
②雇用保険の被保険者であった方（離職者）

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷などで教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は1年）以上ある方

なお、上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過していることが必要です。

出典：厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

一般教育訓練給付受給の流れ



厚生労働省HP【教育訓練給付制度】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

詳しくは、お近くの都道府県労働局、住居所を管轄するハローワークにお尋ねください。